明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（五五）　三
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（五六）　七
○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（五七）　八
〔政　令〕
○関税法施行令等の一部を改正する政令（一六三）　二
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（総務一九二）　三
○飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産九五五）　三
〔官庁報告〕
国家試験
令和三年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一七
令和三年度春期情報処理技術者試験合格者（同）　二五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二五
会社その他
会社決算公告　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（法律第五五号）（農林水産省）

1　目的規定の改正

この法律の目的に、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の制度の確立を加えることとした。（第一条関係）

2　農水産業協同組合貯金保険機構の業務の追加等

農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）の業務について、４の㈡の特別監視その他農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置に係る業務を加えること等とした。（第三四条等関係）

3　協定債権回収会社による資産の買取り

機構は、４の㈡の特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行う旨の決定をする場合に、協定債権回収会社に対し、機構に代わって資産の買取りを行うことを委託することができることとした。（第七七条関係）

4　金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置

㈠　措置の必要性の認定

主務大臣は、農林中央金庫について機構による㈡の特別監視及び農林中央金庫の財務の状況に照らし必要に応じて行う㈥の資金の貸付け等又は㈦の優先出資の引受け等（以下「特定措置」という。）が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、特定措置を講ずる必要がある旨の認定（以下「特定認定」という。）を行うことができることとした。（第一一〇条の二関係）

㈡　機構による特別監視

主務大臣は、特定認定を行ったときは、直ちに、農林中央金庫を、特別監視（その業務の遂行並びに財産の管理及び処分の機構による監視をいう。）をされる者として指定（以下「特別監視指定」という。）するものとすることとし、その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関して必要な措置を命ずることができることとしたほか、所要の規定の整備をすることとした。（第一一〇条の三～第一一〇条の六関係）

㈢　役員等の解任及び選任の特例

機構は、裁判所の許可を得て、特別監視指定に係る農林中央金庫の役員等の解任及び選任を行うことができることとした。（第一一〇条の七関係）

㈣　回収等停止要請

機構は、特別監視指定に係る農林中央金庫の債権者である農水産業協同組合（農林中央金庫の会員であるものに限る。）が債権の回収その他債権者としての権利の行使をすることにより、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められるときは、当該農水産業協同組合に対し、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならないこととした。（第一一〇条の八関係）

㈤　破産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等

主務大臣は、特別監視指定に係る農林中央金庫に対し破産手続開始等の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定がなされる前に、裁判所に対し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講じられている旨等の陳述をし、当該決定の時期等について意見を述べることができることとした。（第一一〇条の九関係）

㈥　機構による資金の貸付け等

機構は、特定認定に係る農林中央金庫から、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は債務の保証（以下「資金の貸付け等」という。）の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金の貸付け等を行う旨の決定をすることができることとした。（第一一〇条の一二関係）